



広げよう！火災予防の心

市消防局では、地域の皆さんにご協力をいただきながら、定期的な立入検査を実施しています。



▲立入検査の様子

立入検査とは、消防法第4条や第16条の5に基づき、防火対象物(飲食店、病院、マンションなど)や危険物施設(ガソリンスタンドなど)などに対し、建物や消防用設備などが法令の基準に適合しているか検査することです。これらに対して、消防職員が、定期的に消防法で定められた立入検査を実施しています。火災予防上の観点から指導し、改善してもらうことで火災を未然に防ぐことにつながります。この立入検査が、火災予防の根幹となっています。



日頃からの点検が大切です

①避難経路に障害物はありませんか？

避難経路に障害物がないことを確認することは非常に重要です。「避難する時にどかせばいい」ではなく、あらゆる場面を想定して、廊下や階段などに障害物がないか確認し、逃げ遅れがないようにしましょう。

②放火の原因になるものはないですか？

放火は出火原因の上位です。建物の共用部などに燃えやすい物やごみを放置しないようにしましょう。また、ゴミ捨て場には放火犯が近づけないよう、施錠やセンサーライトを設置するなどの対策も効果的です。

③消防設備が正常に稼働しますか？

いざというときに、消火器や火災報知器などの消防設備がすぐ使えるように、動作確認をしておきましょう。また、火災の広がりを防ぐ防火扉がしっかり閉まるか、扉自体がストッパーで固定されていないかなどの閉鎖動作に支障がないかも事前に確認しておきましょう。

④消防訓練を実施しましょう

皆さんが利用するお店やホテル、病院などは、消防計画に基づいて、消火、通報、避難の訓練を実施することが義務付けられています。各事業所で実施される訓練に定期的に参加して、避難方法などを確認しましょう。※大型店舗や宿泊施設、福祉施設などは、避難訓練および消火訓練を年2回以上実施する必要があります。

上記以外にも、必要書類や防火管理体制の確認などを行い、火災予防上の危険を取り除いています。また、立入検査をする際は、建物関係者に事前連絡をしてから行っています。

これらの確認や訓練などは、事業所で働くときなどに皆さんも心掛けておくことができます。火災が起きた時に慌てないように、しっかり確認しておきましょう。

立入検査で指導を受けたらどうなるの？

もし指導を受けた場合、後日、消防署から立入検査結果通知書が発行されます。指摘事項改善に向けての計画などを記載した改善計画書を消防署に提出してください。その後、消防署が追跡調査を行い、早期改善を目指します。過去には違反が長期間に渡り改善されず、書類送検された事例もあります。防火対象物の増築や改築、テナントの変更などがあった場合、新たな消防用施設の設置義務などが生じることがありますので、そのような際は、管轄の消防署にご相談ください。

ストップ！滞納

市民の皆さんが納めている税金は、より良いまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまつと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、市税の徴収を確保するためにも、市では税法に従い、適正な滞納整理を行っています。

必ず、期限内の納付をお願いします。

税金の納付が遅れると

▼延滞金が増えます

納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増算されます。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。

令和6年の延滞金の率は、8・7% (納期限後1カ月以内は2・4%)の割合です。

税金を納めずにいると

▼公売などの強制換価処分を受けます

公売などの強制処分は、大切な市税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。



▲タイヤロックで差し押さえを行った自動車

タイヤロックの実施

タイヤロックとは、差し押さえた自動車のホイールを専用装置で固定し、ドアミラーに差押公示書を装着して運行を不可能にする行為です。

催告に応じない場合、自動車の差し押さえを実施しています。

【差し押さえの状況】(単位:件)

財産の種類	令和5年度
不動産	2
預貯金	90
給与	3
年金	3
生命保険	3
動産	1
合計	102

滞納処分までの流れ

①督促状の発送

納期限を過ぎてても完納されない場合は、督促状が送付されます。

②催告

督促状が送付されても納税がない場合、電話や文書により催告を行います。

③財産調査・搜索

金融機関や勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。また、自宅や事務所を搜索する場合もあります。これらは国税徴収法・地方税法に基づき実施され、個人情報保護法の適用は受けません。

④財産差し押さえ

督促状が発送されてから、10日を経過しても完納されない場合、財産差し押さえの対象になります。

⑤公売・換価

差し押さえた不動産などの公売や、預金・給与の取り立てを行い、滞納税に充てます。

口座振替、決済アプリをご利用ください

忙しくて納付に行く時間がない人は、便利な口座振替やスマートフォン決済アプリをお勧めしています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

滞納Q&A

Q 納期限を過ぎてから納付したため、延滞金が増算されました。延滞金も納付しなければならぬのですか。
A 税金は、納期限内納付が原則です。納期限内に納付している人との公平性を保つため、発生した延滞金も納付してもらいます。

Q 本人の許可なしに財産を勝手に調べられました。プライバシーの侵害ではないでしょうか。
A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、財産調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先や金融機関などは協力しなければならぬため、税金滞納がある場合の財産調査は、法律には一切抵触しません。

Q 「納税お知らせセンター」から税金に関する電話が掛かってきたのですが、本市から委託を受けた民間事業者です。納期限が過ぎ、督促状発送後も市税などの納付確認が取れない方に対して、納付の呼び掛けを行っています。
A 納期限内での納付が困難な特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに収納課へご相談ください。換価・納税の猶予が受けられる場合があります。

問合せ先 / 本庁収納課納税G

(内線2450、2451)